

特別支援学級とは



特別支援学級とはどのような学級ですか？



小学校、中学校、義務教育学校において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

【学級種別】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症、情緒障害者
(文部科学省『特別支援学級の現状』より引)

特別支援学級の種別と学習内容

知的障害

個々の児童生徒の発達段階を考慮して、特別の教育課程を編成するとともに、学習内容に応じた教材等を使用した教育が行っています。



体力づくりや基本的な生活習慣確立、社会生活に必要な言語の理解や表現などを学習します。

自閉症・情緒障害

一人ひとりの障がいの状態に応じた配慮や工夫をしながら教科に関する指導をするほか、自閉症等の子どもには、言語の理解を促し、場に応じた適切な行動ができるようになるための教育を行っています。



選択性かん黙等のある子どもには、安心できる雰囲気の中で、心理的安定を図ったり、集団参加に関する学習をします。

肢体不自由

一人ひとりの障がいの状態等を考慮した弾力的な教育課程を編成しています。



医療的ケアを必要とする子どもや医療機関において治療や機能訓練を必要とする子どもが多いことから、医療との連携を大切に教育を進めています。

難聴

通常の学級に準じて教育課程を編成し、当該学年の教科書を使用し、学習を進めます。



一人ひとりの聞こえの程度やコミュニケーションの状態に応じ、自立活動の内容から「環境の把握」「コミュニケーション」を中心に、補聴器の使い方、聞き取りや発音の仕方等に配慮した教育を進めます。

病弱・身体虚弱

通常の学級に準じて、教育課程を編成し、体調等を考慮しながら学習を進めます。



身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る教育を進めます。

基本的な生活習慣や学習への適応力の育成をはじめ、健康な体づくりなど、個別や小集団で指導を行うとともに、通常の学級での交流及び共同学習や学校行事への参加などを通して、大きな集団の中での社会的な適応力を高めるための支援を行っています。

特別支援学級は、1学級8人までとなっており、指導・支援は、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて行っています。また、「自立活動※」の時間が必ず設定されます。週の授業時数の半分以上を特別支援学級において学習を行います。

※自立活動とは、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養う。(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より)」とされています。

